

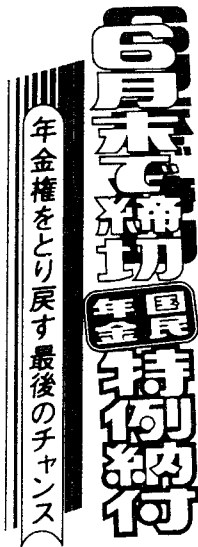
現況届を忘れずに！ 提出期限は5月末

5月には、国民年金の障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金を受けている方が「現況届」を提出する時期です。この用紙は受給者本人あてに市役所から発送します。この現況届は、あなたや家族の状態などに変化がないかを確認し、引き続き年金が受けられるかどうかを調べる大切な手続きです。もし提出しなかつたり、おくれたりしますと、年金の支給が止まったり、おくれたりすることがありますから、必ず期日までに正しくご記入のうえ、市役所市民課年金係へ提出してください。

住所・年金支払機関の変更届はお早く！！

国民年金を受けている人が、自分の住所や、年金を受取る銀行・郵便局を変更したときは、「住所・支払機関変更届」を提出してください。もし、住所変更届がおくれますと金融機関や郵便局への年金振込・支払通知が、あなたの旧住所へ送られてしまいます。また、支払機関変更届がおくれますと、以前の銀行や郵便局の振込・支払口座へ年金が振り込まれるか、口座がすでになくなっているために年金の振込みができなかつたりして、ご本人はたいへん困ることになります。

あとひと月で締切る 国民年金の特例納付



年金権をとり戻す最後のチャンス

児童手当の現況届は お済みですか？

児童手当を受給されているかたは毎年一回、6月に「児童手当現況届」を市長に提出していただくことになっています。

この「児童手当現況届」とは、受給者の前年の所得の状況、養育の状況など、毎年6月1日の状況を確認して今年6月からの引き続き児童手当の支給を受けることができるかどうか、をみる大切な届けです。必ず期日までに



提出してください。もし、この期間内に届け出をしない場合は、支給要件にあてはまっても、6月以降の児童手当の支給を受けることができなくなりますからご注意ください。

届け出の際持参するもの

- 一、印鑑
- 二、保険証
- 三、厚生年金に加入している人は厚生年金証書、または記号番号のわかる証明書
- なお、児童手当受給中につきどのような変更があつた場合は、14日以内に手続きをしてください。
- 住所がかわつたとき
- 公務員または公共企業体の職員になつたとき

○氏名がかわつたとき
○受給者が死亡し、そのときまでの分の児童手当がまだ支払われていないものがあるとき
○子どもが生まれたことにより支給要件児童が増加したとき
○支給要件児童が18歳になつたとき

諸用紙は市福祉事務所にありますので、必要事項を記載し届け出をお願いいたします。
☎三十一一〇二七四

日本赤十字社資のお願い

平素市民のみなさんには、日本赤十字社資増強運動にご協力いただき深く感謝申し上げます。日本赤十字社は、世界各国赤十

字社と密接な協力のもとに難民の救護、自然災害救護、献血、青少年育成等各種の事業を実施し、赤十字の理想とする人道的任務遂行に積極的につとめています。

日本赤十字社がその力を十分に發揮するため昭和五十五年度社資について前年同様に自治会または婦人会（日赤奉仕団）に取りまとめをお願いし、みなさんご家庭にうかがいますので、ご協力をお願いいたします。

- (一) 社資納入金額
一世帯当り五〇〇円以上
特別社資は一〇〇〇円以上
 - (二) 社資納入方法
日本赤十字社員証により納入をお願いします。
- なお、新規加入者の促進については一層のご協力をお願いします。

